

農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*



◆第 46 号内容

- 1 農地中間管理事業の 5 年後見直しについて
- 2 基盤整備との連携について
- 3 農地中間管理事業審査会（10 月・11 月）について
- 4 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要について

あなたの『農地』

明日につなげます。



1 農地中間管理事業の 5 年後見直しについて

現在、国において、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）附則第 2 条に基づく法施行 5 年後の制度見直しの検討が行われております。

主な内容は、①地域における農業者等による協議の場の実質化、②農地バンクの仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一本化、③農地の利用集積・集約化を促進するためのその他の措置、④関係法の改正等となっております。

具体的には、①人・農地プランの作成において、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握すること、及びこれに基づき中心的経営体への農地の集約化の将来方針を記載することを必須化する。②話合いのコーディネーターの積極的参加を促すこととし、農業委員・農地利用最適化推進委員については、その旨を法令で明確化する。③機構が農地を借入・転貸する際、出し手から機構、機構から受け手への権利設定を一括して行うことができる仕組みを設ける。④配分計画案の縦覧については、機構が定期的に担い手の意向を把握していることを前提に廃止する。⑤利用状況報告については、農地法に基づく農業委員会の利用状況調査と重複することから、廃止する。⑥機構集積協力金については、農地の集約化を地域ぐるみで進める観点から、単価の見える化や中山間地域についての交付基準の緩和等の改善を行いつつ地域タイプに重点化・一元化を図り、出し手についてもその中で支援することとする。などとなっております。

今後は、これらの基本的な枠組みに従い、細部の運用を詰めていくこととされております。

（詳細については、農林水産省ホームページをご覧ください。）

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/index.html>

2 基盤整備との連携について

平成 29 年 9 月に改正土地改良法が施行され、農地中間管理機構が借り受けた農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担を求めずに基盤整備を実施できる土地改良事業（以下「機構関連農地整備事業」という。）がスタートしております。

これを受け、県においては、機構関連農地整備事業の円滑な実施を図るため、宮崎県農地中間管理機構関連農地整備事業推進協議会を設置し、県や市町村の関係部署（基盤整備部門、農地部門、生産振興部門、普及部門）、農業委員会、JA、土地改良事業団体連合会、土地改良区、機構等が連携して推進していくこととしております。

また、現在、機構関連農地整備事業の新規地区の掘り起こしを行っており、11 月 14 日、15 日に、新規採択の候補となっている県内 7 地区において、県域や地域の関係機関・団体による現地調査を実施しました。

現地において、狭小な農地区画や農道、水はけが悪い農地など営農に支障を来している状況やこれらの耕作条件が農地集積の障害になっていることなどについて確認しました。

今後、課題等を整理し、事業実施に向けての推進が行われますが、機構としましても関係機関・団体と連携を図り、機構関連農地整備事業の推進を行ってまいります。



3 農地中間管理事業審査会（10月・11月）について

10月22日と11月20日、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。10月の審査会では、重点実施地区16地区、11月の審査会では、重点実施地区10地区の権利設定、並びに個別案件として、リタイアされる農業者等の農地の権利設定について審査を行いました。また、機構が貸付けた農地の貸付者変更が11.3haあり、担い手への農地の集積・集約化も着実に進んでおります。

（10月審査）【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区16地区（うち新規地区3地区）・機構活用農地面積 77.3ha
（宮崎市、日南市、小林市、西都市、新富町、延岡市、日向市、高千穂町）
- ◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者33名）・機構活用農地面積 43.0ha
（日南市、都城市、小林市、えびの市、高鍋町、川南町、都農町、延岡市）

（11月審査）【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区10地区（うち新規地区4地区）・機構活用農地面積 34.4ha
（都城市、三股町、小林市、えびの市、西都市、新富町、日向市）
- ◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者75名）・機構活用農地面積 79.8ha
（国富町、綾町、日南市、都城市、三股町、小林市、高原町、西都市、高鍋町、川南町、都農町、延岡市、日之影町）

10月審査面積	120.3ha
11月審査面積	114.2ha
平成30年度累計審査面積（審査会ベース）	869.8ha

4 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要について

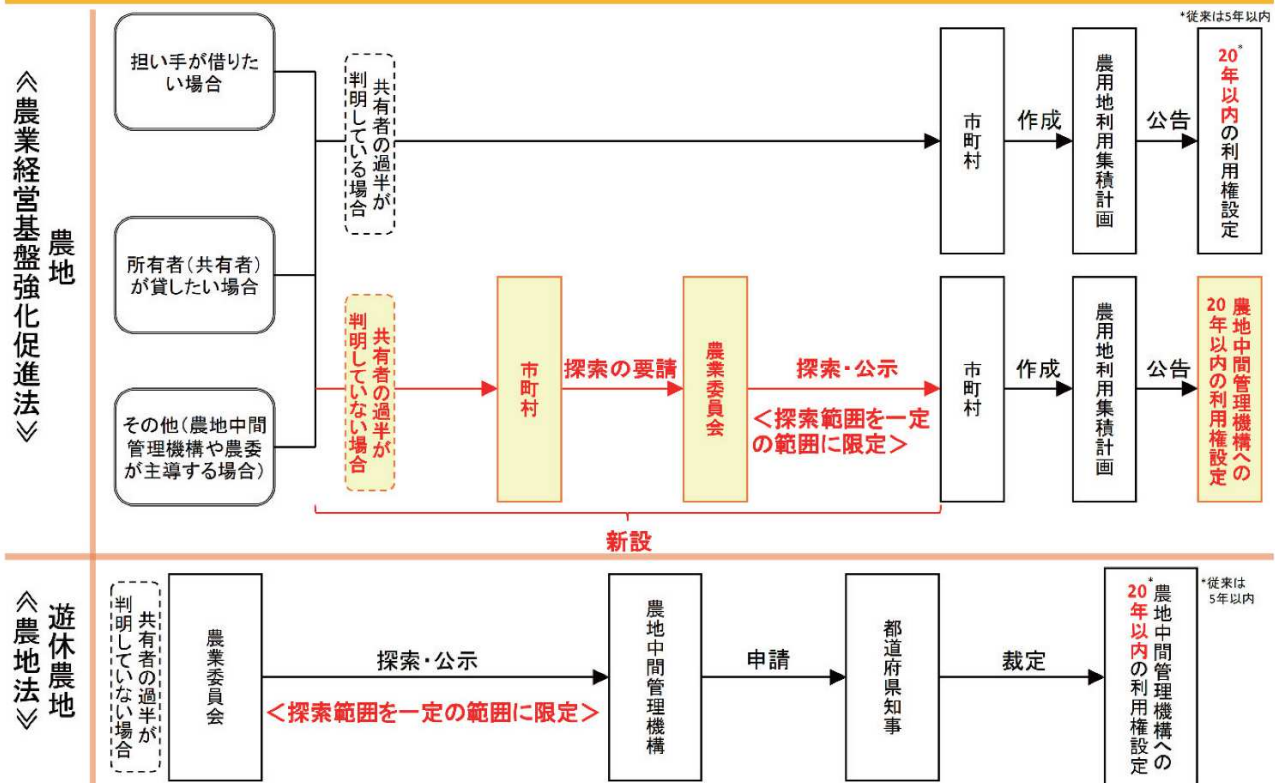
農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、共有者の一部を確知することができない農地について、農用地利用集積計画により20年を超えない期間の貸借ができることとするなどの改正農業経営基盤強化促進法及び改正農地法が11月16日に施行されました。

これらの改正に伴い、所有者不明農地や共有者の過半が判明していない農地の利用権設定が期待されますが、機構としましても関係機関・団体と連携し、事務手続きが円滑に進むよう体制を整えて参りたいと思います。

所有者不明農地の利活用のための新制度（フロー図）

赤字：新制度にて措置

*従来は5年以内



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp